

自由民主党会派の有近眞知子です。

通告に従い、一般質問させていただきます。

1. 魅力あるまちづくりについて

まず、魅力あるまちづくりについてお尋ねします。

私は、まちづくりの重要性について、これまで何度も一般質問で取り上げてきました。

それは、子供も高齢者も、障害のある方も、全ての人が活力に満ち、安心して暮らしていくためには、地域の歴史や風土、身近な地域資源などを生かした個性豊かなまちづくりと、そこから生まれる人と人との絆やつながりがとても大切だと考えているからです。

年始早々起こった能登半島地震で、私は、その思いを一層強くしました。

地理的な条件や厳しい天候も重なり、支援や復旧には想像以上の困難があるようですが、そんな中、早い段階から地域の実情やニーズに対応した迅速な支援活動をされている団体があります。

その団体は、日頃から高齢者や障害者、子育ての支援など福祉事業を核に、地域交流施設の整備・運営など、全国各地で地域コミュニティーの再生に取り組んでおられ、また、そこでのノウハウを生かし、東日本大震災や熊本地震で復旧・復興支援活動に取り組んでこられました。

こうしたまちづくりの取組を、日頃からその地域で実践されていたからこそ、自らの施設を避難所として利用する、福祉の視点を入れた避難所を運営する、孤立地域に物資を搬送するなどの対応が、早い段階から可能になったそうです。

さらに、この団体は仮設住宅の管理運営も担うそうで、こうした地域とつながりが強い団体の活動が、まちを守り、地域を支えようと取り組む活動は、行政の負担を軽減するだけでなく、行政と民間の連携・協働によって早期復興の原動力にもなっています。

ここでもう一つ、地域と行政が一丸となったまちづくりで大きな成果を上げている地域を御紹介します。

広島県の安芸太田町は、人口減少率が県内トップ、高齢化率が五〇%を超える典型的な少子・過疎・高齢の町で、町唯一の県立加計高等学校では定員割れが続いておりました。

しかし、こうした状況に危機感を抱いた学校が、町や地域を巻き込み、生徒の地元に対する理解や愛着、誇りを育む、地域にかわいがられる人材育成を積極的に推進した結果、今では県内で最難関の受験倍率を誇る高校に変貌を遂げ、町が整備してきた生徒寮では、北海道から沖縄まで、全国各地から入学してきた多くの生徒が生活しております。

この生徒寮の運営は、町から地域再生推進法人の指定を受け、この地域で交流拠点施設を運営している団体が担っており、寮の食堂は高齢者への配食サービスの調理場も兼ねており、また、寮の交流スペースは地域の方々に貸し出すなど、子供も高齢者も、障害のある方も外国人も、地域の住民と寮で生活する高校生とが交流する場になっています。

私は、本当のまちづくりは、地域の皆さんが地域の未来のために出し合った新しいアイデアが、行政も含めた地域全体の取組として実践されることで初めて実現するもので、そこから人と人との絆やつながりが生まれ、それが地域の魅力につながっていくのだと思います。

そこでお尋ねします。地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを県内各地で実現していくため、今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いいたします。

2. 山口きらら博記念公園の整備と既存施設の活性化について

次に、山口きらら博記念公園の整備と既存施設の活性化についてお尋ねします。

県では、山口きらら博記念公園の交流拠点化に向けて、山口きらら博記念公園みらいビジョンを近く策定することとされており、整備方針として、心に安らぎや癒やしを与える緑や花の充実、県内外から幅広い世代の人々が集う施設の導入、アウトドアツーリズムの拠点など十項目が掲げられております。

具体的には、フラワーガーデンの整備や複合型アーバンスポーツ施設、キャンプ・グランピング施設の導入のほか、温浴施設や合宿にも利用できる宿泊施設の導入などが盛り込まれています。

一方で、これまでも、県内各地域において、これらの施設と目的を同じくする類似の施設が、行政だけでなく民間によっても設置・運営なされてきた実態があります。

今後、きらら公園の交流拠点化を進めていくに当たっては、こうした既存の施設を活用し、相乗効果が発揮されるよう連携していく視点も重要だと考えます。

例えば、花のある生活や花の楽しみ方の提案を通じて、花の消費拡大を目指すことを目的に県が設置した、やまぐちフラワーランドには、平成十八年の開園以来培ってきた、季節ごとに約百品種十二万本もの花を楽しむためのノウハウが蓄積されています。

また、瀬戸内海、秋吉台、龍宮の潮吹などすばらしい風景地が点在する本県には、八か所の自然公園があり、保護・活用しているところですが、過去に県が整備したキャンプ場等の施設の老朽化が課題となっている地域があるとの声もお聞きしています。

さらに、満天の星空を満喫できる秋吉台や、関門海峡を一望できるロケーション、愛犬と泊まれるドッグラン付オーシャンビュー、地域の個性を生かしたグランピング施設など、既に県内各地で魅力的な施設が営業をされています。

今後、きらら公園の再整備により、県内に元気と活力を創出する拠点の形成が進められると思いますが、それによって、これまで県内各地域で育まれてきた小さな交流拠点が衰退するようなことがあってはなりません。

むしろ、再整備により拠点化するきらら公園を核に、県内各地の小さな点を結び、面として厚みを持たせ、効果的な連携や既存施設の再整備による活性化など、互いに相乗効果を発揮できる取組を進めていく必要があると思います。

そこでお尋ねします。山口きらら博記念公園の交流拠点化に向けた取組を進めるに当たり、県内の既存施設とどう連携し、活性化を図っていかれるのか、御所見をお伺いします。

3. 農業者に寄り添った経営支援について

次に、農業者に寄り添った経営支援についてお尋ねします。

現在開会中の通常国会に、食料・農業・農村基本法改正案が提出されています。

農政の憲法とも呼ばれるこの法律の改正は、平成十一年に施行されて以来初めてで、昨今の世界の食料需給の変動や地球温暖化、国内の人口減少といった変化に対応するため、現行の基本理念を見直し、食料安全保障の確保が明記されています。

この改正案の中で、私が特に注目しているのは、農産物の取引に対して、生産や環境負荷低減のコストが考慮された適正な価格形成を促す視点が明確にされたことです。

具体的な施策や取組の内容についてはこれから議論が進んでいくようですが、今回、国が、適正な価格形成の視点を示したことによって、これからの農業の在り方が大きく変わる契機になると考えています。

国を守るということは農業を守ること、を信条の一つとしている私としては、今回の改正によって、農業を守るための国民的議論や食料安全保障への関心がさらに深まっていくことを期待しています。

一方で、食料安全保障を支える農業者の経営を安定させるためには、適正な価格形成だけでなく、生産コストを低減していく取組も重要であり、この点については、国の議論を待つのではなく、地方においてもその仕組みをつくることは可能であると考えています。

私は、これまで、農業をやめる離農者から新規就農者への農業資材等の円滑な継承や、農業分野における中古資機材の利活用の推進を訴えてきました。

これは、地域資源の有効活用だけでなく、様々な物資の価格が高騰している中にあって、農業経営のコスト低減の観点からも非常に重要だと考えてきたからです。

特に、新規就農者やこれから規模拡大を目指す農業者にとっては、ハード整備に要する経費をいかに下げていくかということが大きな課題であるにもかかわらず、これまで、国

や県の補助事業の対象が主に新品の施設や機械に限定され、まだ十分に活用できる状態の中古施設や農業機械が対象になっていない実態がありました。

こうした中、県の来年度当初予算案には、農業の中古資機材の利活用を促進する事業が盛り込まれております。

県が、農業者の声を受け止め、農業者に寄り添った取組を進められていることを高く評価するとともに、この事業により、地域で利用されていない中古資機材を積極的に活用していくという考え方や手法が定着し、これからの農業を担う若者たちの経営の安定にもつながることを大いに期待しています。

私は、食料の安定供給の重要性が高まっている今だからこそ、その役割を担う農業が、若者たちにとってさらに魅力のある産業となるよう、農業者の収益確保に向けた経営面でのサポートを一層充実させていくことが重要だと考えています。

そこでお尋ねします。農業者が安定した収益を確保できるよう、農業者への経営的な支援に、今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

4. 養育費の支払確保に向けた取組について

次に、養育費の支払い確保に向けた取組についてお尋ねします。

少子化の危機的な状況を背景に、国において、こども家庭庁を司令塔として子供政策が強化される中、子育て家庭への支援については、児童手当の拡充や出産費用・医療費・教育費の負担軽減などと併せて、誰一人取り残さない社会を実現する観点から、独り親家庭の自立支援が掲げられています。

その取組の一つに、養育費確保支援があります。

昨年七月に公表された令和四年国民生活基礎調査によりますと、子供の貧困率は一一・五％で、それを独り親家庭に限りますと四四・五％と極めて高い状況になっているのですが、その背景の一つに、養育費の不払い問題があるとされています。

子供に対する養育費の支払い義務は、民法上、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障する生活保持義務だと解されていますが、全国の母子世帯のうち、養育費の取決めをしている世帯は四六・七％、養育費の支払いを受けている世帯は二八・一％と、大変低い水準にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、法制審議会は、先月十五日、離婚後の子供の養育などに関する、家族法制の見直しに関する要綱を取りまとめ、法務大臣に答申したところであり、今後、閣議決定を経て、民法など必要な法改正の進められていきます。

今回の見直しでは、子を養育する上で父母が生活保持義務を負うことが明記されるとともに、養育費の支払いに関する父母間の取決めがあれば、ほかの債権に優先して財産の差押えが可能となり、養育費に関する取決めがなくても、一定額の養育費を請求できる法定

養育費制度が新設されるなど、その内容は日本弁護士連合会も高く評価しているところです。

こうした中、県が来年度当初予算に、少子化対策の抜本強化に向けた新規事業として、独り親等への養育費の相談・履行確保支援のための養育費履行確保支援事業を盛り込まれたことは、時宜を得た取組であり評価しております。

今後は、この事業の運用面が課題となります。

本来、養育費履行確保の補助が居住地によって異なることは好ましくはありませんが、まずは県が、この事業をしっかりと運用していくことが重要だと思います。

県内の独り親世帯数や養育費に関する調停申立てと審判の件数を考えれば、この事業を実効性ある形で運用していくことは大変な業務だと思いますが、まさに、誰一人取り残すことのないよう、市町や関係機関等とも連携しながら、相談から法的手続の支援、費用助成まで、しっかりと寄り添って取り組んでいただきたいと思います。

また、私自身、弁護士の立場でもお話を伺う中で、独り親家庭の方から、法律的な知識がなく経済的にも厳しい中、法的な手続費用の事前準備は大変だ、離婚に至った経緯から、差押え等を行った場合の相手方の反応が心配だといった声もお聞きします。

こうしたお声も踏まえ、今後は、請求者が立替払いをしなくて済む代理人への直接支払いなど、一歩踏み込んだ取組も検討していただきたいと思います。

そこでお尋ねします。独り親家庭の子育て環境の充実に向けた養育費の支払い確保について、今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

5. 伝統文化を活用した教育の推進について

次に、伝統文化を活用した教育の推進についてお尋ねいたします。

私は、先日、「日本全国能楽キャラバン！周南新春能」を観覧いたしました。

当日は、能楽の初心者から着物姿のファンまで、さらには教育長をはじめとする職員の皆さんなど多くの方が来場され、私は皆さんと一緒に、我が国が誇る文化芸術のすばらしさを存分に楽しませていただきました。

実は、私の地元柳井市には、このキャラバンの主催者で出演者の上田拓司先生が代表を務められている団体、瓦照苑の稽古場があり、これまでも様々な御縁を頂いてきました。

そんな御縁のある上田先生が、周南市の公演に先立ち、御子息と共に周南市の中学校で能体験教室を開催されました。

能の歴史の説明や実演はもちろん、面をかぶったり能の動きを体験したり、生徒の皆さんは能の魅力について楽しく学ばれていました。

能は、私たちにとって、正直難しさもある舞台芸術なのですが、こうして事前に能と触れる機会があることで、能の本当の意味や楽しさを感じ取ることができます。

それは、好奇心の強い子供たちにとっては特にそうで、公演当日は、子供たちも多く来場し、四時間もの長時間、静かに観覧していました。

能楽は、室町時代から約七百年にわたり途絶えることなく演じられてきた日本を代表する舞台芸術です。

ユネスコの無形文化遺産にも登録され、その文化的価値の高さは言うまでもありませんが、能楽をはじめとした伝統文化は、日本人としての大切な価値観や感性を養うことで、世界の多様な人々や文化を理解する土台を育む、また、地域の担い手との交流を通じて、技能の継承やふるさとの振興に主体的に関わる意識を醸成するなど、高い教育効果も有しています。

私も小学生の頃、徳地人形浄瑠璃と出会い、アジア人形劇フェスティバルにも出演いたしました。

そのときは、子供ながらに、この伝統を絶やしてはならないという一心で演じておりました。

伝統芸能は、台本はあるものの、全て口伝えで教わり、呼吸で学ぶところがあります。何度やっても、それは違ふと怒られて、そうそう、それぞれと褒められても、何がよかったのか分からない、そんな感じです。

ですから、たとえ映像を残していても、一旦途絶えてしまうと二度と本物を再現することができず、途絶えることなく続いていること自体がとても尊いことなのです。

一方で、伝統文化は今、担い手の確保、技能の継承が大きな課題となっています。

いま一度、教育の再生、新たな時代の人づくりに力を入れなければならない中、ぜひ多くの子供たちが伝統文化に触れる機会を拡充していただきたいと考えています。

そこで、教育長にお尋ねします。伝統文化を末永く未来に継承し、子供たちの豊かな人間性を育む観点から、伝統文化を活用した教育の推進に、今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

6. 県立高校の魅力ある教育活動について

最後に、県立高校の魅力ある教育活動についてお尋ねします。

昨年夏に、柳井商工高等学校の女子バドミントン部が全国大会六連覇を果たされました。

部員生徒たちが日々練習に打ち込み、たゆまない努力を積み重ねてこられたあかしであることはもちろんのこと、選手の能力を引き出し、全国の頂点まで技術を高めてこられた監督である竹光先生の卓越した指導力のたまものであり、改めて敬意を表する次第です。

今や同校の女子バドミントン部は、県内外から入学生徒を呼び込める大きな魅力となっています。

ぜひともこの魅力ある活動を継続、進化させていくとともに、今後、再編整備により設置が予定されている新しい学校へしっかりと継承していかれることを強く願っています。

県教育委員会におかれては、こうした部活動をはじめ、生徒や地域の期待に応える特色ある教育活動を積極的に展開されています。

また、学校の特色づくりをさらに進めていくため、昨年度、各高校の社会的役割や理念をスクール・ミッションとして定め、これに基づき、今年度、各学校で、生徒にどのような資質・能力を育成するのか、そのためにどのような教育カリキュラムを実施するのかなどの具体的な方針をスクール・ポリシーとして策定されると伺っております。

こうして策定された方針等を基に、今後、実践されていく教育活動に大きな期待を抱いておりますが、これが絵に描いた餅となつてはなりません。

各学校の特色や魅力が言葉や文章で幾らつづられていても、それを教育活動として実践していくのは教員である人です。

各教員が自身の高校に期待される役割や目指すべき学校像、育成すべき生徒像をしっかりと認識・共有した上で、その実現に必要な自身の資質・能力を高め、主体的に積極的に教育活動を実践していくことが非常に重要であると考えています。

例えば、工業科など専門学科の高校であれば、教員が地域企業とのコミュニケーションを積極的に図り、生徒に求められる人材像やスキルを把握し、また、今後成長が見込まれる先端技術等の情報・知識を意欲的に習得して、教育活動に生かしていく。こうした教員一人一人の主体的な取組が特色ある学校づくりにつながっていくのだと考えています。

また、魅力ある教育活動を定着させていくためには、その継続性が大切です。

各教員が学校の特色づくりのためにつくり上げてきた教育活動を、人事異動により、まだまだ道半ばの思いの中で手放さなければならないことも生じてくると思います。

こうした教員の人事異動によって、特色ある教育活動が途切れることのないよう、継続性を考慮した人事異動や体制などの仕組みづくりも必要ではないかと考えます。

少子化の進行や若者の県外流出という大きな課題を抱える中で、地域のみならず県内外の子供たちから、自分の目標の実現に向けて、入学したい、学びたいと思える魅力あふれる学校づくりを進めていただきたいと思います。

そこでお尋ねします。本県の高校が県内外の中学生から選ばれる特色ある学校となるよう、各学校が掲げるスクール・ミッション等の実現に必要な教員の資質・能力の向上や、その力を発揮した魅力ある教育活動の充実にどのように取り組まれるのか、御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。